

支援センターい～な

はじめに

- 私たちは利用者の立場に立ち利用者の尊厳を守るという支援の基本を肝に銘じ絶えず初心に立ち返ります。
- 利用者や家族は、今なお差別や偏見を感じながら生活していることに深く思いをいたし、常に利用者や家族から学ぶという姿勢を持ち続けます。また、家族や家族会との連携を密にして、情報公開に努めます。
- 私たちは、本人、家族、関係者が集う育成会が行う事業であることを自覚し、運動の原点とも言える権利擁護に対する理解と認識を深く持ち、サービスの提供に努めます。
- 支援にあたっては、個別支援計画に基づききめ細かな支援を提供するよう努めます。
- こうしたことを常に念頭におき、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある安全な生活が出来るよう支援します。
- また、平成 20 年 11 月に起こした支援中の死亡事故を教訓とし、常に研究と研修に努め、再びこのような不幸な事故を起こさないよう不断の努力を重ねます。

平成 20 年 11 月 17 日の死亡事故を教訓として

忘れもしない事故から早 1 年が過ぎました。
亡くなられた利用者様のご冥福を心からお祈りいたします。
しかし、ご家族の無念のご心中に思い至ると、私たちは、ただ申し訳ないという言葉しか発することができません。
私たちにいまできることは何でしょうか。
『被害者のケース記録には、事故以前にすでに発作と思われる転倒が入浴中があったことが記載されていた。ここで対策を立てていれば重大事故は防げたはず。それが組織的にできていなかったことが残念でならない。』（中間報告書から抜粋）
死亡事故は起こるべくして発生した。組織的にその防止策を怠っていた。それがすべての原因でした。
死亡事故は、一人の人間の人生、人としての尊厳、希望、喜び、かけがえのない人々との繋がり全てを断ち切る最も重大な人権侵害です。それがあってはならない所で発生しました。
私たちは今も、これからもその処理の渦中（教訓化の途上）にあります。組織的な対応力が不足していたことを真摯に見つめ、二度といかなる重大事故も起こさないことを改めて誓いたいと思います。
利用者と職員との信頼関係と対等な人間関係を基調とし、すべての職員が利用者の立場に立ち、箕面育成園、ゲーテン及びホームの利用者の人権尊重という視点から、職員一人ひとりが自らの支援のあり様を見直しましょう。
そして、すべての利用者が豊かで快適な生活を送り、望む活動ができる「支援センターい～な」の実現に向けて力を結集させましょう。

平成 21 年 11 月 17 日

大阪手をつなぐ育成会 支援センターい～な 所長

支援センターい～なの事業内容

(表 1)

<p>・支援センターい～な・箕面育成園</p> <p>施設入所支援事業(平成23年3月1日知的障がい者入所更生施設から事業移行)</p> <p>生活介護事業(平成23年3月1日知的障がい者入所更生施設から事業移行)</p> <p>短期入所事業(一時的に生活を支援します)</p> <p>日中一時支援事業(日帰りの生活を支援します)</p> <p>相談支援事業(権利擁護や地域で生活するために必要な相談に応じます)</p> <p>ホームズ・い～な</p> <p>共同生活介護事業(ケアホームを運営します)</p> <p>共同生活援助事業(グループホームを運営します)</p> <p>・支援センターい～な・ゲーテン</p> <p>就労移行支援事業(平成22年10月1日 大阪府事業指定)</p> <p>生活介護事業(自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します)</p> <p>ヘルパー養成講座</p>

【平成24年度の重点事項】

1. 高齢利用者の家族との連携を深め、利用者のよりよい生活と人生のあり方を共に考える機会を設けます(家族の絆プログラム)。
2. 箕面育成園利用者の地域移行を一層進め、またホーム定員の見直しを引き続き行います。
3. 旧ゲーテンの建物を活用し新ケアホームを開設します。また、そのホームの効果的な運営を検討します。
4. 生活介護事業において地域の資源の一層の活用、地域とのつながりを深める取り組みを進めます。
5. 就労支援事業において本気の就労支援と、地域諸機関・企業等との連携強化による就労支援プログラムの実績を着実に積み上げます。
6. い～な全体で知的障がい者を雇用するための検討を行います。
7. ホーム生活上の介護等のニーズ増大に備え、また、日中活動や休日の活動ニーズにこたえるため、居宅介護及び移動支援事業の立ち上げを目指します。
8. 利用者の権利擁護並びに成年後見制度の利用を支援するための取り組みを開始します。
9. 箕面育成園の設立の趣旨を踏まえ、利用者の高齢化等に伴う身体介護ニーズにも対応することを通して介護技術・ノウハウを獲得向上させていきます。また、医療的ケアが必要な利用者の受入れを視野に準備を進めます。
10. 地域の医療機関との連携を確保し在宅医療の取り組みを進めます。
11. 地域の育成会支部との連携・連帯を深めるための取り組みを行います。

支援センターい〜な・箕面育成園（施設入所支援・生活介護事業）

1 事業の目的

指定障がい者支援施設として適正な運営を確保するとともに、当該事業の円滑な運営を図り、利用者及び利用者の家族（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な施設障がい福祉サービスの提供を目的とします。

2 運営の方針

1. 利用者の意向、趣向、障がいの特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成
これに基づき利用者に対して施設障がい福祉サービスを提供します。
2. 提供した施設障がい福祉サービスについて継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供します。
3. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設障がい福祉サービスの提供に努めます。
4. 施設障がい福祉サービスに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項については、理解しやすいように説明を行います。
5. 提供する施設障がい福祉サービスの質の評価を行い常にその改善を図ります。
6. 運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等の連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
7. 施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家族との結びつきを重視し、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
8. 障がい者自立支援法及び障がい者自立支援法に基づく指定障がい者支援施設などの人員、設備及び運営に関する基準に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障がい者支援施設における施設障がい福祉サービスの提供を行います。

3 施設の所在地

所在地 大阪府箕面市稲6丁目 15 番 26 号

電 話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

4 職員数

管理者 1 名	サービス管理者 1 名	医師 1 名	看護職員 1 名
生活支援員	20 名	管理栄養士 1 名	
事務職員 1 名		調理員 2 名	給食補助員 5 名

5 利用者定員と主たる対象者

施設入所支援 46 名 知的障がい者（18 歳未満の者を除く）

平成 24 年度中に 40 名定員に変更します。

生活介護 50名 知的障がい者(18歳未満の者を除く)
 対象者(施設入所支援・生活介護ともに) 知的障がい者(18歳以上)

6 事業所の営業日等

① 生活介護

(ア)営業日	月曜日から日曜日	
(イ)営業時間	午前9時から午後5時45分	※施設入所支援利用者 は、祝日含む月曜 日から金曜日
(ウ)サービス提供日	月曜日から日曜日	
(エ)サービス提供時間	午前10時30分から午後3時30分	

② 施設入所支援

(ア)営業日	月曜日から日曜日	
(イ)営業時間	24時間	
(ウ)サービス提供日	月曜日から日曜日	
(エ)サービス提供時間	24時間	

7 施設のサービス内容

(1) 施設障がい福祉サービス計画の作成

(2) 施設入所支援

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭(特殊浴槽の利用を含む)

(ウ) 排泄の自立についての必要な援助

(エ) 身体等の介護

(オ) 訓練の実施

(カ) 生活相談

(キ) 健康管理

(ク) 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談
 助言

(3) 生活介護

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭(特殊浴槽の利用を含む)

(ウ) 身体等の介護

(エ) 余暇活動

(オ) 創作的活動

(カ) 日常生活能力の維持・向上のための支援

(キ) 生活相談

- (ク) 健康管理
- (ケ) 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談
助言
- (コ) 他の事業所との交流
- (4) 社会生活上の便宜の供与
 - (ア) 利用者のためのレクリエーション行事
 - (イ) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、
利用者及び家族の同意をもって行います
 - (ウ) 利用者の家族との連携を図ります
 - (エ) 利用者と家族との交流等の機会を確保します
- (5) その他
 - (ア) 地域移行の推進
 - ① ケアホームの見学及び体験利用を行います。
 - ② 他の関係機関と協力しながら、サービスの調整を行います。
 - (イ) 社会資源の活用の促進
 - ① 個人の外出支援を推進します。
 - ② 多くのボランティアの方々にご協力いただき様々な分野で活動できるよう積極的に
支援するとともに、地域の幼稚園児や保育園児との交流、中学生による職業体験
学習等を受入れ、地域に開かれた施設作りを目指します。
 - (ウ) リスクマネジメントを充実させ、転倒、骨折等の事故防止に努めます。また、寄せら
れた苦情処理システムを確実にを行い問題等の早期解決を図ります。

8 高齢の利用者に対する支援

- (1) 健康管理
 - (ア) 毎朝、体温の測定、体重の定期的測定を行い体調の異変を把握します。また、看護
師による朝の健康チェックを行います。また、利用者の心身の健康管理、疾病の急
性憎悪や異常の早期発見に努めます。さらに、嘱託医との緊密な連携により必要な
医療受診支援、検査等の支援を行います。
 - (イ) 高齢者のための健康体操の取り組みを通して利用者の日常生活に必要な諸機能、
体力、筋力等の維持に努めます。また、協力歯科医療機関と連携し訪問口腔ケアを
推進するとともに、嚥下体操を行います。
 - (ウ) 年に2回の定期健康診断と全利用者及び全職員にインフルエンザの予防接種等を行
います。また、短期入所事業利用者へは利用前にインフルエンザ予防接種を受け
るよう呼びかけ協力を求めます。
 - (エ) 支援センターい〜なに感染症対策委員会を設置し常日頃より安全衛生管理に配慮
し、インフルエンザやノロウイルスなどの感染予防対策に努めます。

(2) 栄養管理

- (ア) 施設において365日提供される食事は、利用者の嗜好調査のもとバラエティーに富んだ食事を提供するとともに、利用者一人一人に合った食事内容の提供に努めます。
 - (イ) ミキサー、刻み、あんかけなど摂取しやすい食事形態により、嚥下困難な利用者に対してきめ細かい対応を行います。
 - (ウ) 糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満などの食事管理についても管理栄養士との連携により栄養面からも配慮します。
 - (エ) 発熱などの体調不調により食欲が低下して、通常の献立内容では栄養摂取が困難な方に対しては、高栄養で摂取しやすい回復食を提供します(個別に費用がかかります)。
 - (オ) 調理に関しては2ヶ月に1回給食会議を持ち、利用者の声をメニューに反映するよう努めます。
 - (カ) 地元のレストランのシェフの協力によるイベント食や行事食の提供の機会を設けます。
 - (キ) 温冷配膳車を食堂に設置し適時適温給食の提供を行います。
- (3) 利用者負担…障がい者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、表4・表5のとおり利用者の負担とします。

(表2) 支援センターい〜な・箕面育成園における一日の日課

午 前		午 後	
7:00~ 8:00	起床・身支度	12:15~13:30	昼食
8:00~ 9:00	朝食	13:30~16:00	入浴・午後の活動
9:00~10:00	朝の連絡	18:00~19:00	夕食
10:30~12:00	午前の活動	19:00~21:00	余暇・就寝準備・就寝

(表3) 支援センターい〜な・箕面育成園における主な年間の行事

季節	行 事
春	お花見、共に生きるコンサート
夏	七夕、夏祭り い〜な祭り
秋	もみじ狩り、保育園との交流会及び芋掘り、 あいあいプラザ祭 一泊旅行 ドリームツアー(検討中)
冬	忘年会、新年会、餅つき大会、節分
1年を通して	グループ外出 モーニングサービス、調理実習

(表4) 支援センターい～な・箕面育成園に係る利用者から受領する額

(光熱水費等増減は昨年度との比較)

利用者から受領する項目(光熱水費等)	日 額	標準月額
食事(基本的な朝・昼・晩の食事及び全員に提供するおやつ) ※平成 24 年 4 月分から適用	1,600 円 (+30)	48,890 円 (+1,162)
光熱水費 ※平成 24 年 4 月分から適用	550 円 (+190 円)	16,700 円 (+5,700 円)
日常生活品の購入(下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費)	実 費	

(表5) 支援センターい～な・箕面育成園に係る利用者から受領する額(その他の費用)

利用者から受領する項目(その他の費用)	徴 収 額	
金銭管理サービス	月	1,000 円
在園証明書発行手数料	1 通	200 円
失禁シーツリース代	月	1,500 円
義歯洗浄剤	月	300 円
携帯電話使用料	月	500 円
介護用品利用サービス料 ※平成 24 年 4 月分から適用	月	使用に供する介護用品毎に決めた額
特殊浴槽使用サービス料 ※平成 24 年 4 月分から適用	1 回	250 円

※その他にかかる経費は実費負担とします。

短期入所事業(日中一時支援事業を含む)

<事業の目的>

指定短期入所の適正な運営を確保し、事業の円滑な運営を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を目的とします。

<運営の方針>

- (1) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行います。
- (2) 利用者等が必要とする時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めます。また、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

<施設の所在地>

所在地 大阪府箕面市稲6丁目 15 番 26 号

電 話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

<職員数>

支援センターい〜な・箕面育成園の職員配置と同じ

<定員及び対象者>

短期入所定員 併設5名及び空床

対象者 知的障がい児・者 身体障がい児・者 精神障がい児・者

<営業日等>

営業日 年中無休

サービス提供日 年中無休

<短期入所のサービス内容>

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭(特殊浴槽の利用を含む)
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(6)に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

<活動の内容及・日課及び行事等>

支援センターい〜な・箕面育成園が実施しているものと基本的に同じ

<利用者負担>

障がい者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とします。(増減は昨年度との比較)

食事の提供に係る費用 朝食 1食につき340円(加工費+10)(材料費 163円)
昼食1食につき670円(加工費+10)(材料費 315円)
夕食1食につき590円(加工費+10)(材料費 315円)

居宅に係る光熱水費 1日につき 550円(+190円)

日用品費の実費

その他利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は箕面育成園の利用者に準じ実費負担とします。

支援センターい〜な(相談支援)

<事業目的>

相談支援事業(特定相談支援事業・障害児相談支援事業・一般相談支援事業)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して常に利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供します。

<運営の方針>

- (1) 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、大阪府、市町村、障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

<事業所の所在地>

大阪府箕面市稲6丁目 15 番 26 号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

<職員配置>

管理者 1 名 相談支援専門員 1 名

<営業日・営業時間等>

サービス提供日 毎週月曜日・火曜日・木曜日

但し、土曜・日曜・国民の祝日と12月29日から1月4日は休業

サービス提供時間 午前9時から午後5時45分

<サービス対象者>

大阪府域の知的障がい児・者、身体障がい児・者、精神障がい児・者及びその家族
(特定相談支援の対象者)

- ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・障害福祉サービスを利用するすべての障がい児

(障害児相談支援の対象者)

- ・障害者通所支援を利用するすべての障がい児

(一般相談支援の対象者)

- ・障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者
- ・精神科病院に入院している障がい者

<サービスの内容>

(特定相談支援・障害児相談支援)

(1) 支給決定時支援

- ① 支給決定時又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下「計画」という。以下、同じ。)案を作成します。

② 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画作成を行います。

(2) 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

① 市町村が決定した支給期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しをします。(モニタリング)

② サービス事業所等との連絡調整を行い、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を推奨します。

(一般相談支援)

(1) 地域移行支援

住宅の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を行います。

(2) 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を行います。

<サービスの提供方法及び内容>

(1) 利用者等からの日常生活全般に関する相談を実施します。

(2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。

(3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供します。

(4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施します。

(5) サービス利用計画を作成します。

(6) サービス利用計画の原案を作成するモニタリング(サービス利用計画の実施状況の把握)等を実施します。

(7) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見をお聞きします。

(8) サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ます。

(9) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。

(10) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行います。

<その他>

(1)地域生活を希望する施設利用者の移行支援を行い、移行後も地域生活が定着できるよう支援を行います。

(2)利用者の権利擁護並びに成年後見制度の利用を支援するための取組みを開始します。

ホームズ・い〜な(共同生活介護・共同生活援助)

<はじめに>

共同生活介護・共同生活援助事業「ホームズ・い〜な」を箕面市、豊中市で継続して事業運営を実施するとともに利用者の高齢化に対し、医療面・栄養面からもサポートを行います。また、利用者の状況等に応じて介護保険サービスの利用支援を行い、高齢障がい者の地域生活が継続できるように努めます。

<事業目的>

大阪府指定の共同生活介護及び共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障がい福祉サービスを提供します。

<運営方針>

- (1) 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
- (2) 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 地域との調整を図りつつ箕面育成園利用者の地域移行を推進支援します。
- (4) 利用者のホームでの日々の生活を豊かでくつろげ、また、利用者の主体的な生き方に資するため多様な側面からのアシスト体制を整え、ホームの世話人と生活支援員との密接な連携協力を築きながら必要な様々な地域生活支援業務を行います。特に栄養管理の確立、金銭管理システムの確立と透明化及び世話人の資質向上を図ります。

<表6 所在地・利用定員> (増減は昨年度との比較)

名称	所在地	利用定員
さざんか	箕面市稲2丁目	5名
もみじ	箕面市桜1丁目	4名
さくら	豊中市新千里北町3丁目	4名
ひなげし	豊中市上新田4丁目	5名(+1)
ゆたか	豊中市島江町1丁目	4名(▲1)
ウイング	豊中市宮山町1丁目	4名
第2ウイング	豊中市本町3丁目	4名
上野東サンホーム	豊中市長興寺南2丁目	4名

暖(ほのか)	豊中市曽根南町2丁目	5名
はなみずき	豊中市新千里北町2丁目	4名(▲1)
やまぼうし	豊中市宮山町4丁目	4名(▲1)
こぶし	豊中市宮山町4丁目	4名(▲1)

<職員配置> 管理者1名 サービス管理責任者2名 世話人34名 生活支援員34名

<対象者> 知的障がい者、精神障がい者

<サービスの提供方法及び内容>

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 支援センターい〜なの利用者に応じた食生活に対する支援・栄養や献立に関する情報提供や世話人の調理スキルの向上を計画的に支援します。ホーム支援のためのチーム「アテンダントチーム」の活動に協力します。

<利用者から受領する費用の額等>

障がい者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、(表7)とおり利用者の負担とします。

(月額 増減は昨年度との比較)

(表7)

ホーム名	項目	額(新)	額(旧)	差額(増減)
さざんか	家賃 月額	26,800	26,800円	
	食材料費(朝食・夕食)	17,600円	17,600円	
	光熱水費 月額	6,000円	6,000円	
	電話代 月額	600円	600円	
	日用品費 月額	2,000円	2,000円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
もみじ	家賃・共益費 月額	15,285円	15,155円	+130
	食材料費(朝食・夕食)	20,000円	20,000円	
	光熱水費 月額	7,000円	7,000円	
	電話代 月額	715円	845円	▲130
	日用品費 月額	2,000円	2,000円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
さくら	家賃 月額	11,500円	11,550円	▲50

	食材料費(朝食・昼食・夕食)月額	26,000円	17,000円	+9,000
	光熱水費 月額	8,000円	9,000円	▲1,000
	電話代 月額	700円	550円	+150
	日用品費 月額	2,750円	1,900円	+850
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
ひなげし	家賃・共益費 月額	14,288円	17,870円	▲3,582
	食材料費(朝食・夕食)	20,000円	20,000円	
	光熱水費 月額	10,000円	7,500円	+2,500
	電話代 月額	1,460円	630円	+830
	日用品費 月額	2,252円	2,000円	+252
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
ゆたか	家賃・共益費 月額	14,445円	9,520円	+4,925
	食材料費(朝食・夕食)	20,000円	20,000円	
	光熱水費 月額	10,000円	10,000円	
	電話代 月額	1,800円	1,800円	
	日用品費 月額	1,755円	3,680円	▲1,925
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
ウイング	家賃 月額	30,000円	25,000円	+5,000
	食材料費(朝食・夕食)	12,000円	12,000円	
	光熱水費 月額	11,000円	11,000円	
	電話代 月額	900円	900円	
	日用品費 月額	1,100円	1,100円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
第2ウイング	家賃 月額	30,000円	25,000円	+5,000
	食材料費(朝食・夕食)	14,500円	13,500円	▲1,000
	光熱水費 月額	7,600円	8,600円	▲1,000
	電話代 月額	900円	900円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
上野東サンホーム	家賃 月額	50,000円	50,000円	
	食材料費(朝食・夕食)	15,000円	15,000円	
	光熱水費 月額	6,500円	6,500円	
	電話代 月額	700円	700円	
	日用品費 月額	1,000円	1,000円	
暖(ほのか)	家賃 月額	16,000円	13,400円	+2,600
	食材料費(朝食・夕食)	14,200円	13,800円	+400
	光熱水費 月額	9,200円	9,200円	
	電話代 月額	600円	600円	

	日用品費 月額	2,000円	2,000円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
はなみずき	家賃 月額	12,050円	8,033円	+4,017
	食材料費(朝食・夕食)	18,000円	20,000円	▲2,000
	光熱水費 月額	9,000円	10,000円	▲1,000
	電話代 月額	1,950円	1,700円	+250
	日用品費 月額	2,000円	3,267円	▲1,267
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
やまぼうし	家賃 月額	32,500円	22,000円	+10,500
	食材料費(朝食・夕食)	14,500円	19,000円	▲4,500
	光熱水費 月額	9,000円	10,000円	▲1,000
	電話代 月額	800円	800円	
	日用品費 月額	1,200円	1,200円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	
こぶし	家賃 月額	32,500円	22,000円	+10,500
	食材料費(朝食・夕食)	17,500円	18,000円	▲500
	光熱水費 月額	10,000円	10,000円	
	電話代 月額	800円	800円	
	日用品費 月額	2,200円	2,200円	
	備品修繕買替費 月額	2,000円	2,000円	

※家賃は平成23年10月障害者自立支援法の改正により定められた特定障害者特別給付費額を含む額です。

「こぶし」については、平成24年度当初に転居する予定です。

<入居に当たっての留意事項>

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負います。
- (2) 利用者は、お互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めます。
- (3) 利用者は、社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めます。

支援センターい～な・グーテン(生活介護・就労移行支援)

<事業目的>

指定障がい福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)及び就労移行支援(以下「指定就労移行支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、指定就労移行支援(以下「指定生活介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とします。